町民証交換手続きのおしらせ

こごめの湯・ヘルシープラザ・湯河原ゆかりの美術館・独歩の湯　熱海市・真鶴町との「公共施設の相互利用」

現在、お持ちの町民証は、4月30日をもって期限切れとなりました。各世帯への郵送はいたしませんので、次の場所で身分証明書など（住所が確認できるもの）をご持参いただき、新しい町民証と交換してください。

なお、町民証は、湯河原町に住民登録されている方を対象に各世帯1枚発行いたします。

【交換期間】5月31日（水）まで
【交換場所】こごめの湯・駅前観光案内所・ヘルシープラザ・湯河原ゆかりの美術館・役場住民課・観光課・分庁舎
※各施設の開館時間に交換できます。
※6月1日以降は観光課で交換いたします。
【有効期限】平成20年6月30日まで（2年間）
【問 合 せ】観光課　内線711～714

【新しい町民証】

児童手当が拡充されます

福祉課　内線315・316

児童手当制度の支給対象年齢が、現在の小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

新たに、児童手当を受けようとされる児童の保護者の方については、福祉課（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の方

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれの児童）

これまで、当該児童について児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求が必要になります。

平成18年度に小学校5･6年生の児童がいる保護者の方

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれの児童）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求を、現在すでに児童手当を受給されている保護者の方は額改定認定請求が必要となります。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は認定請求の手続きが必要になります。

なお、申請には請求書のほかに次の書類が必要となります。

・健康保険証の写しなど（申請者が厚生年金加入者の場合）
・児童手当用所得証明書（湯河原町に平成17年1月1日に住所がなかった場合）

【問合せ】福祉課　内線315・316

青少年相談室について

青少年相談室　内線838・839

非行、子育て、不登校、児童虐待、家族などに関する相談を、専門の相談員がお受けします。

秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。

面談をご希望の方は
【時　間】月～金
9:00～12:00　13:00～16:00
【場　所】分庁舎4階　青少年相談室
【相談員】青少年相談員

お電話でのご相談は…
親と子のテレホン相談
☎0465-63-6300（直通）

保健センターからのおしらせ

保健センター　内線362

離乳食講習会

離乳食は生後5か月くらいから始まります。離乳食について楽しく勉強してみませんか。

【日時】5月26日（金）9:40～12:00
【会場】保健センター
【対象・定員】離乳期の子どもを持つ親またはその家族15組
【内容】離乳食に関するおはなしと調理実習
【持ち物】筆記用具･エプロン･三角巾又は代用品
【申込み】保健センター
※当日は託児も実施しますので、希望される方は申込みのときにその旨をお伝えください。
【申込期限】5月16日（火）

学生のみなさん忘れていませんか？～学生納付特例制度～

住民課　内線 325

学生の方には、在学期間中の国民年金保険料を納めることが10年間猶予される学生納付特例制度があります。卒業したら、10年以内に該当する期間の保険料を納めましょう。

学生で、まだ特例申請をされていない方は、学生証（コピー可）と印鑑（本人署名の場合は不要）をお持ちの上、お早めに住民課で手続きをしてください。

また、前年所得を確認する必要があるため、年度ごとの申請となります。平成17年度で承認されている方で、平成18年度も引き続き申請される方は、忘れずに手続きをしてください。